

- 電気事業法97条で指定された卸電力取引所は、業務規程を変更する場合には、経済産業大臣の認可が必要とされている（電気事業法99条）。このたび、卸電力取引所である一般社団法人日本卸電力取引所（平成28年4月に卸電力取引所に指定）より、経済産業大臣に対して、平成30年8月8日付けで、間接オークション導入等に伴う業務規程の変更認可申請が行われた。
- 卸電力取引所の業務規程変更申請については、電気事業法第66条の11第1項第5号の規定により、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取事項とされており（平成30年9月4日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見照会）、本件申請について審査基準への適合性の審査をお願いしたい。

○ 電気事業法（一部抜粋） （業務規程の認可）

第九十九条 卸電力取引所は、市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、市場開設業務の実施に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可をした業務規程が市場開設業務の公正かつ適確な実施上不適當となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、経済産業省令で定める。

(参考) 卸電力取引所に対する経済産業大臣と委員会の権限

- 卸電力取引所に対する経済産業大臣と電力・ガス取引監視等委員会の権限は次のとおり。

	経済産業大臣		委員会
卸電力取引所の指定	○ (指定)	→	○ (意見聴取)
業務規程の申請・変更	○ (認可)	→	○ (意見聴取)
業務規程の変更命令	○ (命令)	→	○ (意見聴取)
事業計画の申請・変更	○ (認可)	→	○ (意見聴取)
収支予算の申請・変更	○ (認可)	→	○ (意見聴取)
業務の休廃止	○ (許可)	→	○ (意見聴取)
役員の選任・解任	○ (認可)		×
役員の解任命令	○ (命令)		×
監督命令	○ (命令)	→	○ (意見聴取)
指定の取消し、業務停止命令	○ (取消し・命令)	→	○ (意見聴取) ※指定の取消しのみ意見聴取対象
報告徴収	○		○ (委任)
立入検査	○		○ (委任)

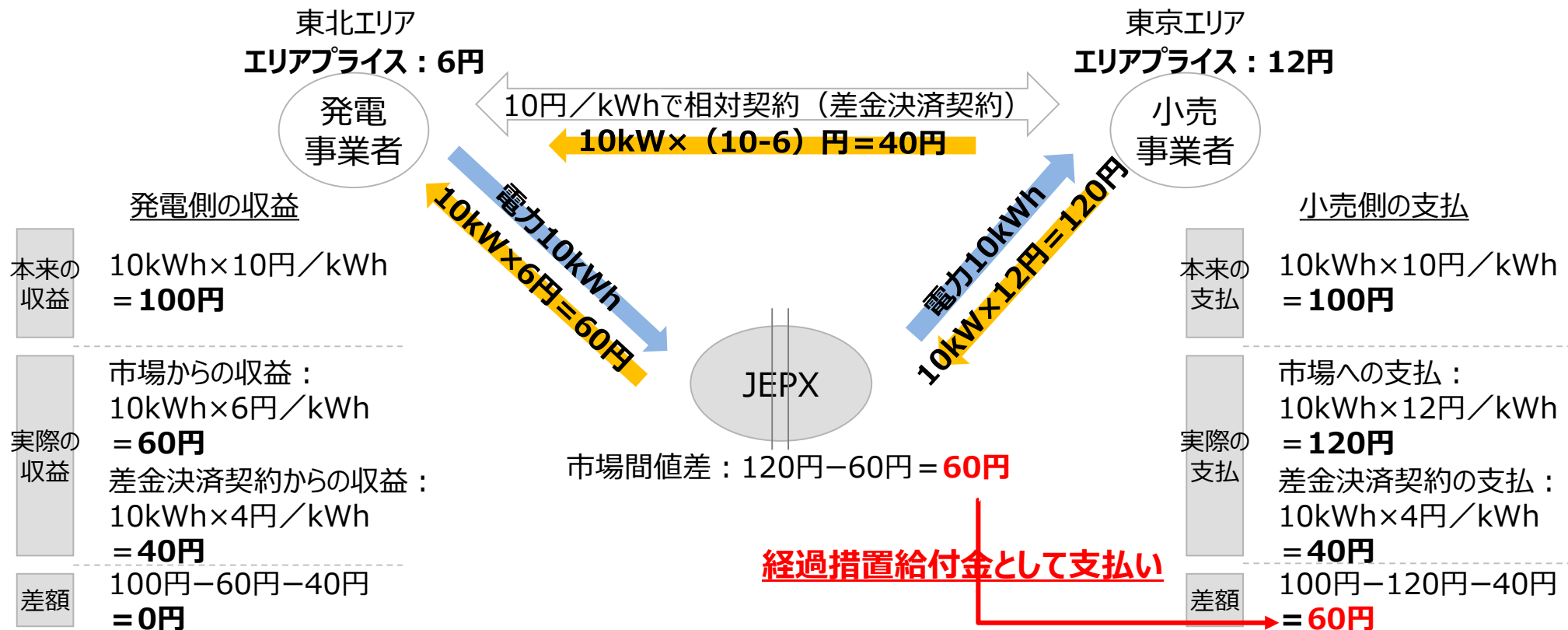
改正ポイントと審査基準

主な改正のポイント			関連規程	審査基準との関係	
①	間接オークション導入に伴う改正事項	経過措置給付金の交付	✓ 経過措置給付金に関する次の事項の規程追加。 ① 電力広域的運営推進機関が取引会員等毎に認定した経過措置精算対象電力量に基づき、取引所が当該事業者に対して所定の経過措置給付金を日々支払う（スポット市場の清算と一括して行う）旨 ② 年度毎、取引会員等毎に給付金額を公表する。	取引規程第24条	審査基準(44)が規定する全ての要件を満たしている。
②		系統運用電力等の売買	✓ 特別取引会員（一般送配電事業者）が、系統運用電力等の受渡のための連系線利用にかかる取引所取引を行うことを可能とする旨の規程改正。 ※現状は、一般送配電事業者は、FIT特例Ⅲにかかる取引所取引を行うことができるが、系統運用電力等についても認めるもの。	取引規程第6条2項	
③	その他の改正事項	スポット市場の取引単位	✓ スポット市場の取引単位について、事業者ニーズを踏まえて、時間前市場と同様に1MWから0.1MWへ変更する旨の規程改正。	取引規程15条	
④		受渡契約の売買別登録	✓ 現状、事業者が同一エリアにおいて、複数の受渡契約*を保有している場合においてもJEPXへの登録は1法人1契約のみとなっており、発電BGまたは小売BGのどちらかでしかJEPX取引ができない。この点について、事業者において、同一エリアにおいて発電事業及び小売事業の双方を独立して行う必要が増加していることを踏まえ、売り／買い別に受渡契約を登録可能とする旨の規程改正。	取引規程9条2項	
⑤		京メカ売買の終了	✓ 京都メカニズムの終了（2012年）に伴い、京都メカニズムクレジット掲示板売買を終了するための関連規程削除。	取引規程第3款等	

*接続供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約のこと。

(参考) ①経過措置給付金の交付

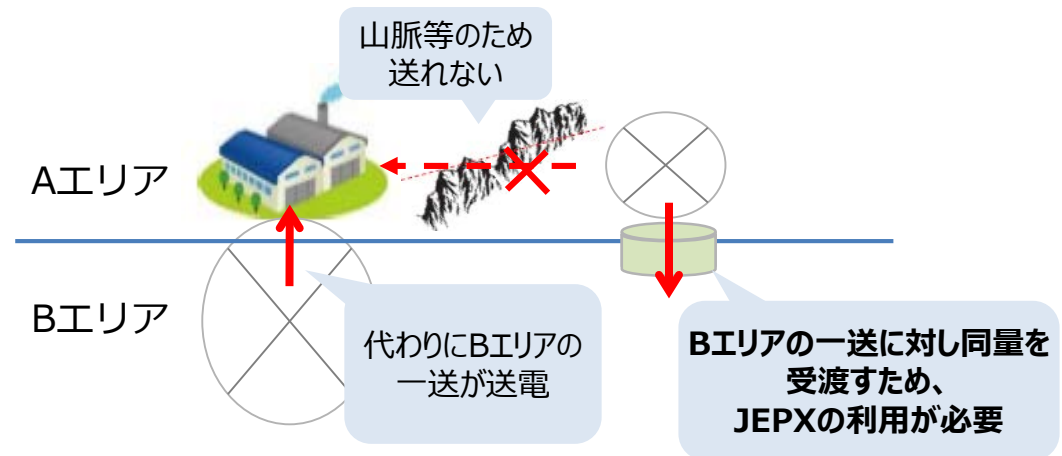
- 現行の先着優先ルールのもとで連系線を利用していた事業者は、間接オークションの導入に伴い、連系線利用によってエリア間値差相当分の損失を被ることとなることを踏まえ、将来の発電所への投資を行おうとする者への投資意欲を維持し、今後とも適切に発電所への投資が行われるような環境を整備することを目的として、当該事業者に対して、一定の要件の下、経過措置給付金が支給されることとされている（資源エネルギー庁及び電力広域的運営推進機関において議論された）。
- 具体的な支給額は、コマ毎のエリア間値差相当額である。
- なお、経過措置給付金額は、年度毎、取引会員毎にJEPXが公表を行う。



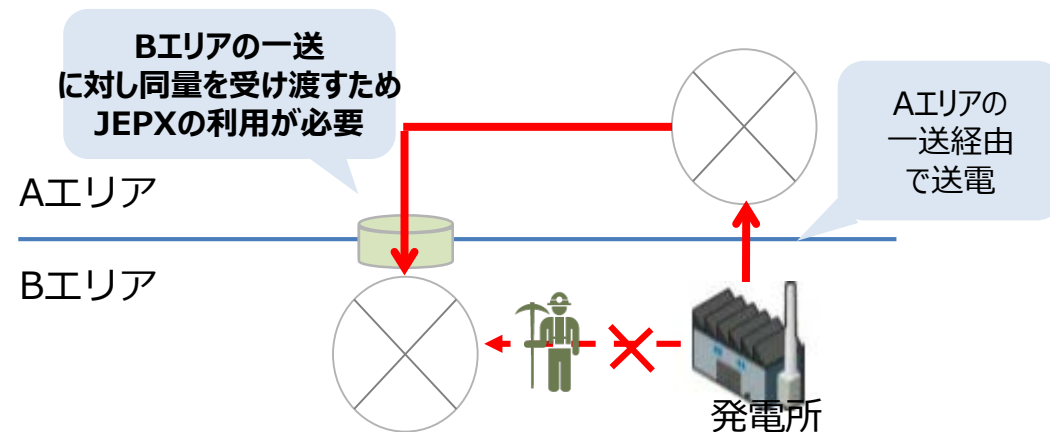
(参考) ②系統運用電力等の売買

- 間接オークションの導入に伴い、全ての連系線利用は、卸電力市場を経由して行われることとなるため、送配電事業者間で系統運用電力等を精算するための電力取引についてもJEPXを経由する必要がある。なお、送配電事業者間で取引が必要となる系統運用電力等とは、下記記載の通り2パターンある。
- 想定入札量は、年間平均で、卸電力市場全体の約定量に対し、約5%程度。(2017年4月~2018年3月)

- ✓ 電事法第24条第1項に定める供給区域外に設置する電線路による託送供給に係る一般送配電事業者たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約



- ✓ 流通設備の作業停止に伴い一般送配電事業者たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約



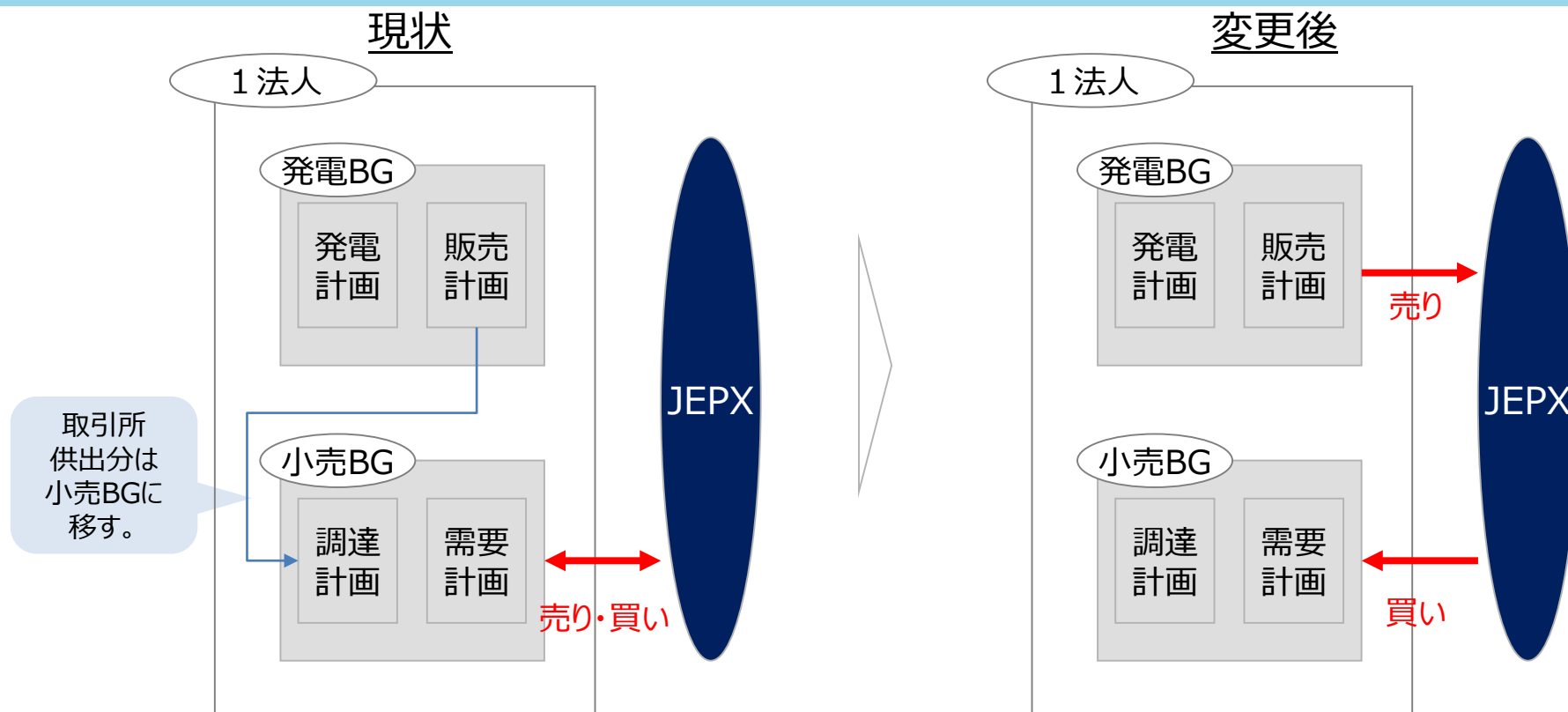
(参考) ③スポット市場の単位変更

- 取引会員からの要望を踏まえ、比較的少量の取引を必要とする小規模な小売電気事業者等の利便性に資するため、スポット市場における取引単位を1MWから0.1MW（イギリス等と同様）へ変更する。

各市場の取引単位	
スポット 市場	1 MW→0.1MW
時間前 市場	0.1MW
先渡 市場	1 MW

(参考) ④受渡契約の売買別登録

- 従来、JEPX取引システム上、取引会員は、例えば、同一エリアにおいて発電事業と小売事業を行い、発電BG及び小売BGでそれぞれ発電量調整供給契約と接続供給契約を保有している場合においても、1法人1受渡契約*しかJEPXへ登録ができないため、いずれか1つのBGへ取引所取引分を寄せて、JEPXにおいて売買を行う必要があった。
- 今後は、同一エリアにおいて発電事業及び小売事業の双方を独立して行う必要が増加していることを踏まえ、取引参加者の利便性向上の観点から、売りと買いでそれぞれ1受渡契約を登録できるようにすることで、例えば、発電BGでJEPX売り、小売BGでJEPX買いを可能とするもの。(現状通りの登録も可能)



*接続供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約のこと。JEPXで取引をする場合、左記いずれかをJEPXへ登録する必要がある。

(参考) 電気事業法 審査基準 (一部抜粋)

(44) 第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可

第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可に係る審査基準については、業務規程が、次のとおり定められ、かつ、その内容が同条第3項に基づき施行規則第132条の6に適合することとする。

① 施行規則第132条の5第1号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ スポット市場及び一時間前市場のうち、少なくとも入札受付及び約定処理については、原則として年間を通じて全ての時間帯で業務を実施すること。

ロ イに規定する業務以外の市場開設業務を行う時間及び休日について規定していること。

ハ 市場開設業務について臨時休業を行う場合には、その基準を示していること。

② 施行規則第132条の5第2号に掲げる事項として、少なくとも市場開設業務を行う事務所の所在地が規定されていること。

③ 施行規則第132条の5第3号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ 資力信用を有するなどの一定の客観的要件を満たす場合には、次に掲げる場合も含め、原則として全ての電気事業者の参加を認めていること。

(i) 発電事業者が卸売を行うために卸電力取引所で電力を購入する場合

(ii) 小売電気事業者が余剰電力を卸電力取引所で売却する場合

ロ 電気事業者以外の者について、資力信用を有するなど一定の客観的要件を満たす場合には、少なくとも次に掲げる者について参加を認めていること。

(i) 発電設備の維持及び運用を行っている者

(ii) 小規模な電気事業者などから委託を受けて取引を行う者

ハ 少なくとも次に掲げる者について、客観的要件により排除していること。

(i) 純資産額が乏しいことその他の理由により、資力が無いと認められる者

(ii) 破産者で復権を得ないこと、関係法令への重大な違反を行ったこと、役員に暴力団員等が存在すること、暴力団員等が事業活動を支配していることその他の理由により、信用がないと認められる者

ニ 取引参加資格の判断に際して、恣意性を排除した審査を行う仕組みが確保されていること。

④ 施行規則第132条の5第4号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ 少なくとも次に掲げる市場を開設する旨を定めていること。

(i) スポット市場

(ii) 一時間前市場

(iii) 翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場

ロ スポット市場については、実需給の前日に取引が可能であること。

ハ 一時間前市場については、年間を通じて、スポット市場の閉鎖後の特定時点から実需給の1時間前時点までの間に取引が可能であること。

⑤ 施行規則第132条の5第5号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ 売買取引の方法として、少なくとも次に掲げる内容を定めていること。

(i) 買い及び売りの注文方法

(ii) 約定方法 (連系線の容量に制約がある場合の取扱いを含む。)

(iii) 約定結果の通知方法

(iv) 電気の受渡しの方法、受渡しに必要な費用の分担方法及びその計量方法

(v) 売買代金の支払方法、支払時期及び支払に必要な費用の分担方法

(vi) 売買代金の支払が不履行となった場合の取扱い

(vii) 災害発生時等、通常の売買取引が困難な場合の取扱い

(参考) 電気事業法 審査基準 (一部抜粋)

- スポット市場及び一時間前市場について、次に掲げる約定方法を用いていること。
 - (i) スポット市場 プラインドシングルプライスオークション
 - (ii) 一時間前市場 随時取引が可能な取引方法(ザラバ取引)
- ハ 卸電力取引所で約定された電力は、一般送配電事業者が管理する送配電網を通じて受け渡されること。
- ニ スポット市場及び一時間前市場については、取引の約定条件として、電力広域的運営推進機関に対して送電可否判定を依頼し、連系線の送電確認を行うこと。
- ホ 受渡しに関して定めている事項が、電力広域的運営推進機関が定める関係規程や一般送配電事業者が定める託送供給等約款の内容と整合していること。
- ⑥ 施行規則第132条の5第6号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ 決済対象及び決済日が明記されていること。
 - スポット市場及び一時間前市場については、取引参加者の間で直接資金決済を行うのではなく、卸電力取引所が取引参加者間の売買取引を整理(ネットティング処理)した上で、売買代金を求償することとしていること。
- ⑦ 施行規則第132条の5第7号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ 取引参加者から売買手数料や会費等を徴収する場合には、金額の定め方及びその徴収方法について明確な定めが置かれていること。
 - 徴収する金額の定め方及びその徴収方法が特定の者を有利に扱い、又は不利に扱うものとなっていないこと。
- ⑧ 施行規則第132条の5第8号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ スポット市場及び一時間前市場については、代金支払が不履行となった場合に備えて、清算預託金を預かる制度が採用されていること。
 - 取引参加者から清算預託金を徴収する場合には、少なくとも次に掲げる内容を定めていること。
 - (i) 清算預託金の算定方法
 - (ii) 清算預託金の徴収方法
 - (iii) 清算預託金の保全の方法及び運用益の取扱い
 - (iv) 清算預託金の払い戻し方法
 - ハ 清算預託金の必要額が市場の流動性の確保を妨げるものとなっていないこと。
- ⑨ 施行規則第132条の5第9号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益(以下「市場間値差収益」という。)について、卸電力取引所の資産から実質的に区別して管理されていること。
 - 市場間値差収益を利用する場合には、事前に経済産業大臣の了承を得ること。
 - ハ 市場間値差収益について、電気事業制度の今後の設計等に基づき用いる方針を有していること。
- ⑩ 施行規則第132条の5第10号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ いかなる行為が不正な取引に該当するかを定め、取引参加者に対するルールにおいて、これを明示的に禁止していること。
 - 不正な取引として、少なくとも次の項目を定めていること。
 - (i) 電気の実物取引を目的としない取引をすること
 - (ii) 仮装の取引をする、又は偽って自己の名を用いず取引をすること
 - (iii) 他者と通謀の上、当該他者との取引を成立させることを意図した取引の申込みをすること
 - (iv) 単独で又は他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や相場を変動させるような取引をすること
 - (v) 市場相場が自己や他人の操作によって変動する旨を流布すること
 - (vi) インバランス料金を変動させることを目的に、約定を見込まない取引を行うこと
 - (vii) 相対取引や電力先物市場など卸電力取引所外の電力に関連した取引において利益を得る目的で、卸電力取引所の市場の相場を変動させるような取引を行うこと
 - (viii) 公表前の発電所の事故情報など、卸電力取引所の価格形成に影響に及ぼすインサイダー情報に基づく取引を行うこと

(参考) 電気事業法 審査基準 (一部抜粋)

- ハ いかなる場合に不当な価格形成に該当する可能性があるかについて定めていること。また、不当な価格形成に該当する可能性がある場合として、少なくとも次の項目を定めていること。
- (i) 市場における需給関係では正当化できない水準の価格が形成されている場合
 - (ii) 一般的な発電原価から上方又は下方に著しく乖離した市場価格が形成されている場合
- ニ 不正な取引を防止するため、取引参加者に対するルールの周知や教育を行うこととしていること。
- ⑪ 施行規則第132条の5第11号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 市場開設業務を実施するに足りる十分な組織体制が整備されていること。
 - ロ 職員の監視体制が整備されていること。
- ハ 売買取引の数量の拡大及び適正な価格形成を図るための企画、調査及び提言を行う体制が整備されていること。
- ⑫ 施行規則第132条の5第12号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 卸電力取引市場の監視を行う体制が整備されていること。特に、第三者委員会における審議や処分に対する不服申立制度が整備されていることなど、卸電力市場の監視結果についての判断や処分が公正・中立になされることを担保する仕組みを有していること。
 - ロ 取引参加者の行為が、不当な行為及び不当な価格形成に該当するおそれがある場合には、必要に応じて、取引参加者に対する調査を行うこととされていること。
- ハ 不当な行為及び不当な価格形成に該当すると認めたときは、業務規程その他の取引関連規定に基づき、取引参加者に対して必要な処分を行うこととされていること。
- ニ ハの措置を講じたときは、速やかにその旨を資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしていること。
- ⑬ 施行規則第132条の5第13号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 取引参加者が関係法令、業務規程その他卸電力取引所が定める規定に違反する行為を行った場合の処分内容が具体的に明記されていること。
 - ロ 卸電力取引所が実施する調査に対する取引参加者の協力に関する記載を設けていること。また、当該調査に対する協力が得られなかった場合の措置について定められていること。
- ⑭ 施行規則第132条の5第14号に掲げる事項として、少なくとも取引参加者が利用しやすい市場運営が行われるように、取引ルールや取引制度の変更について、取引参加者の意見を聴き、必要に応じて反映させる仕組みを有していること。